

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ事業を統括する持株会社として、当社にかかわる全ての人々の「心の豊かさを実現する」という企業理念に基づき、当社を取り巻く全ての社会との間に良好な関係を築くことを目指して企業活動を行っております。当社グループが本理念を達成するには、持続的な成長を通じて、企業価値の安定的な増大を図ることが必要であり、これを実現可能とするためには、透明性の高い経営、適法かつ効果的で迅速な意思決定、又それが当社グループで実行されることを確実にするためのコーポレート・ガバナンス体制の構築が不可欠と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中島 成浩	1,668	14.78
中島 一成	1,598	14.16
辰巳 真一	345	3.05
ミネルヴァHD役員持株会	245	2.17
有限会社スギ総合研究所	175	1.55
株式会社泉秀	175	1.55
藤高 俊則	90	0.79
中島 千波	80	0.70
株式会社カーメイト	80	0.70
中島 ミユキ	80	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

当社は、平成23年6月14日開催の取締役会において、オキシレングループの投資窓口会社であるSoparja Sprl(ソパージャ)を引受先(割当株式数4,260株)とした第三者割当増資による新株式発行決議を行いました。当第三者割当増資による新株式発行は、平成23年7月6日に払込手続きが完了し、同時に主要株主が異動しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	1月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、当社及びグループ会社の業務の監査を実施しております。又監査役は取締役会に意見を述べる他、経営会議等の重要な会議に出席し、法令違反、定款・規程違反や株主利益を侵害する事実の有無について、重点的に監査しております。
 ・内部監査部門として、業務執行部門とは独立した代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査規程及び内部監査計画に基づいて、各部門、グループ会社の業務活動の有効性や効率性、諸規程の適正性を評価、財務報告内部統制に係るモニタリング等について、代表取締役への報告及び改善の提言を行っております。監査結果については、代表取締役に報告すると共に、監査役会に対しても定期的に内部監査の状況を報告しております。
 ・四半期決算及び期末決算における監査終了後、監査報告会を開催し、内部監査室、監査役及び会計監査人は互いに検討課題等について意見交換をする等連携を図ると共に、情報を共有し、監査の有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大社 昂	他の会社の出身者				○				○	○
浅野 弘	他の会社の出身者				○				○	○
吉永 徳好	他の会社の出身者				○	○			○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指
----	----	--------------	--

	役員	定した理由を含む)
大社 昂	○ 当社独立役員 当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、当社100%出資子会社ジェネシス・イーシー株式会社の社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、大手電機メーカー(東証一部の企業)を定年退職した後、製造を主とする企業の代表取締役という重責を担った経験者であります。よって、会社経営により培われた豊富な知識と経験を有しており、又、業務執行を担う経営陣から独立した客観的立場から当社社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると考え、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。
浅野 弘	○ 当社独立役員 当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、当社100%出資子会社ナチュラム・イーコマース株式会社の社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、大手家電メーカー(東証一部の企業)において、輸出・海外事業運営に従事(6年間のアメリカ現地法人勤務を含む)し、定年退職後、財団法人社会経済生産性本部認定経営コンサルタントとして会社経営指導の経験もあり、経営全般に関する幅広い知識を有しております。又、業務執行機関から独立した客観的立場として当社社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると考え、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。
吉永 徳好	○ 当社独立役員 当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、吉永公認会計士事務所及び有限会社吉永マネジメントサービス株式会社の代表者であり、且つ、株式会社アルファの社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、公認会計士として、又会社経営者として培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、又、業務執行機関から独立した客観的立場として当社社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成15年10月30日開催の臨時株主総会、平成16年10月13日開催の臨時株主総会、平成18年1月23日開催の臨時株主総会において決議し、取締役、監査役、従業員及び取引先に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めること等を目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与対象者の区分及び人数、ストックオプションの数、権利行使期間等は、以下のとおりとなります。

- (平成15年10月決議ストックオプション)
 ・付与対象者の区分及び人数 取締役4名、監査役1名、従業員38名、取引先1名
 ・ストックオプションの数 普通株式 663株
 ・権利行使期間 平成17年11月1日から平成25年10月31日まで

(平成16年10月決議ストックオプション)
・付与対象者の区分及び人数 取締役4名、監査役1名、従業員40名
・ストックオプションの数 普通株式 765株
・権利行使期間 平成18年11月1日から平成26年9月30日まで

(平成18年1月決議ストックオプション)
・付与対象者の区分及び人数 従業員38名
・ストックオプションの数 普通株式 122株
・権利行使期間 平成20年2月1日から平成27年12月31日まで

(その他注記事項)

全てのストックオプションについて、割当を受けた者(取引先を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要します(但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合は除くものとする)。したがって、提出日の前月末現在においては、退職等を理由として、平成15年10月決議ストックオプションは236株、平成16年10月決議ストックオプションは136株、平成18年1月ストックオプションは47株が失権しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額及び限度額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、基本報酬で構成されており、会社業績を反映させて決定されております。

(役員報酬等の内容)

当社が平成23年1月期(平成22年2月1日より平成23年1月31日まで)において、取締役及び監査役に対して支払った役員報酬額は以下のとおりであります。

取締役8名 60,312千円
監査役4名 4,890千円(うち社外監査役4名 4,890千円)

注)平成23年1月期末現在の取締役は5名、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成22年4月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び平成22年4月28日付で退任した監査役1名が含まれているためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・担当セクション等は、特に設置してはおりませんが、月次決算、四半期決算、年度決算並びに重要事項の意思決定に先立ち、コンプライアンス・リスク管理及び財務報告に係る内部統制を所管する経営企画室が、随時、その内容等について詳細な説明を行い、社外監査役が監査のために必要とする情報が十分に伝わるよう努めております。
・監査役が必要に応じて業務補助のために使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役補助者を置くことができる体制をとっております。監査役補助者の人事、報酬、考課等については、監査役の同意を得ることを要し、取締役会からの独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主総会、取締役のほか、法令及び定款上の機関として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。また、その他の重要な会議体、委員会として、経営諮問委員会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会を設けております。

・取締役会

取締役会は、毎月定期的に開催され、経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っております。取締役は、いずれも当社グループ業務に精通しており、取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ確かな経営判断を行っております。

・監査役及び監査役会

監査役会は、毎月定期的に開催され、監査実施状況や経営状況の情報共有を図っております。監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議にも出席し、公正に取締役の職務執行を監査しております。

・経営諮問委員会

オキシレングループとの業務及び資本提携契約に基づいて、特定の重要事項については、オキシレングループの意見表明、助言又は提案を尊重するよう努めるべく、経営諮問委員会を設置いたしました。経営諮問委員会は、年4回以上の開催を予定しております。

・経営会議

経営会議は、当社及びグループ会社の取締役、各業務部門長、当社経営企画室責任者により構成され、原則として週1回開催しております。取締役会とは別に、グループ全体の意思決定の伝達及び子会社の業務執行状況のモニタリング、重要事項の事前協議・審議等を行い、業績の達成状況と業務執行の進捗を管理しております。

・コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する取締役会直下の組織として、法務担当責任者及び内部監査室メンバーを含め、当社グループ会社から選任された委員で構成されております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会の特別委員会として、システム専門の役職者から選任された委員で構成されている「情報セキュリティ委員会」を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は、モニタリング活動を通じて、取締役会に対して定期的に、また必要に応じて報告すると共に、取締役会から求められる諮問に応え、答申する等により、コンプライアンス状況及びリスク管理の推進に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の業務につき高い知識と経験を有する取締役が一丸となって経営にあたることで、経営の適正と効率性を高めるために効果的との考えにより、社外取締役を選任してはおりませんが、常勤監査役を含めた社外監査役3名の選任により監査機能の客観性、中立性が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページ上に招集通知及び決議通知を掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP上に掲載しております。 <ディスクロージャーポリシー> http://minerva-hd.com/ir/disclosure/	
IR資料のホームページ掲載	TDnetによる開示に加え、同内容を当社のホームページ上に公開し、継続的にIRに関する各情報の充実を図り、また、内容の更新頻度も充実させ、積極的に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室責任者がIRを担当しており、取締役副社長CFO及び取締役管理本部長が統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に記載の内容を実現可能とするため、「企業行動憲章」及び「社員行動規範」を策定し、全ての役員及び従業員に周知徹底を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方

当社グループは、お客様、取引先、株主、従業員及び地域社会等、当社グループに関わる国内外のすべての人々に、より高い「心の豊かさ」を提供できる良きパートナーとして社会に貢献することを経営理念としております。こうした考えのもとで、当社グループの役職者が、各自の業務に精励し、社会貢献に努めることが企業価値の向上に繋がります。また、これこそが当社の業務の適正を確保する上で、何よりも重要な統制環境であると考えております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループ全体の法令及び定款の遵守体制を整備し、全役職員に徹底するため、「企業行動憲章」、「社員行動規範」等の関連規程を制定し、その浸透と徹底を図る。
- (2) 取締役の業務執行の適正を期するため、原則として半期毎に、取締役全員による信任投票を行う。
- (3) 当社グループのコンプライアンスに関する統括組織は、取締役会とし、その運営組織として、取締役会直下に、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、法務担当責任者及び内部監査室メンバーを含め、当社グループから選任された委員で構成し、コンプライアンス状況のモニタリング活動を行い、取締役会に対して定期的に、また必要に応じて報告し決裁を仰ぐと共に、取締役会から求められる諮問に応え、答申する。
- (4) コンプライアンス・リスク管理委員会の特別委員会として、「情報セキュリティ委員会」を設置する。「情報セキュリティ委員会」は、システム専門の役職者等から選任された委員で構成し、ネットワーク、セキュリティ及びIT統制を推進する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体への対応に関する基本方針を定め、弁護士や警察等とも連携し、取引その他一切を拒否し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (6) 公益通報者保護法に基づき、「内部通報運用マニュアル」を定め、すべての役職員が、法令又は社内ルール違反に関する通報システムを適切に運用できる体制を構築する。
- (7) 財務報告に係る内部統制について、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法等への適合性を確保し、十分な体制を整備し運用する。
- (8) 株主・投資家の皆様に、適時・正確かつ公平な情報を提供するため、金融商品取引法等の諸法令ならびに大阪証券取引所の定める適時開示規則等に従い、透明性、公平性、継続性を基本として、迅速に情報開示を行うための適時開示体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的媒体を含む）を、「規程管理規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」その他の社内規程に定めるところに従い、関連資料と共に適切に保存し、管理する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの総合的なリスク管理を推進するため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、リスク情報を速やかに収集及び対処するため、モニタリング活動を行う。企業価値を毀損しかねない事態の発生、又は発生する虞が生じた場合には速やかに取締役会に報告し、取締役会の指示に基づき、対応する。
- (2) 「内部者取引防止規程」、「個人情報保護方針」、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理に関する規程により機密情報管理の体制を構築し、その浸透と徹底を図る。
- (3) 「リスク管理規程」を制定し、当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスク管理状況表」を作成する。また、重点的に対処すべきリスクを最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備する。
- (4) お客様対応窓口として、「カスタマーサポート」を設置し、お客様からの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に基づき、月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役会に付議される内容については、取締役の業務執行が効率的に実施されるよう、当社及び当社子会社取締役出席のもと開催される経営会議において、事前に充分な議論と審議を経る。
- (3) 取締役会で決議された事項については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に則り、役職員により滞りなく実行する。

5. 親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、グループ全体の意思決定機関として、グループ方針・戦略を策定・周知し、経営指導を行う。当社取締役は、子会社取締役の業務執行のモニタリング活動のため、当社経営会議において定期的に報告を受ける。
- (2) 子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項については、「関係会社管理規程」により当社取締役会の事前承認事項とし、子会社の法令遵守状況及び、リスクマネジメントに関する管理・対応は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において行う。
- (3) 内部監査室は、親会社及び子会社の内部監査を実施し、実施結果は代表取締役及び監査役に報告する。また、必要範囲内において、改善策の指導と助言を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と独立に関する事項

- (1) 監査役が必要に応じて業務補助のために、使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を置く。
- (2) 監査役補助者の人事、報酬、考課等については、監査役の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項及び、不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合、速やかに監査役に対し報告する。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席及び、取締役及び職員からヒアリングができ、議事録、稟議書等についても、何時でも閲覧することができる。
- (3) 役職員は、その業務執行について監査役から諮問を求められたときは、速やかに答申する。

8. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を図り、適切に監査を実行する。
- (2) 監査役は、当社及び当社グループ会社代表取締役と必要に応じて会合を持ち、代表取締役の業務方針を確かめると共に会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査環境整備の状況、監査上の重要事項について意見を交換する。
- (3) 監査役は、子会社に対し報告を求め、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施する。
- (4) 監査役は、顧問弁護士、顧問税理士等の外部の専門家と連携を図り、監査業務に関する幅広い助言を受け監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力等への取り組みとしてはグループ企業倫理規範を定め、反社会的勢力との関係断絶を次のとおり規定し、役職員に周知徹底を図っております。

- (1) 違法行為や反社会的行為に関与しないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- (2)反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、利益供与は行いません。
- (3)反社会的勢力に対する情報を社内で共有し、報告・対応に関する体制を整備します。
- (4)反社会的勢力または関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

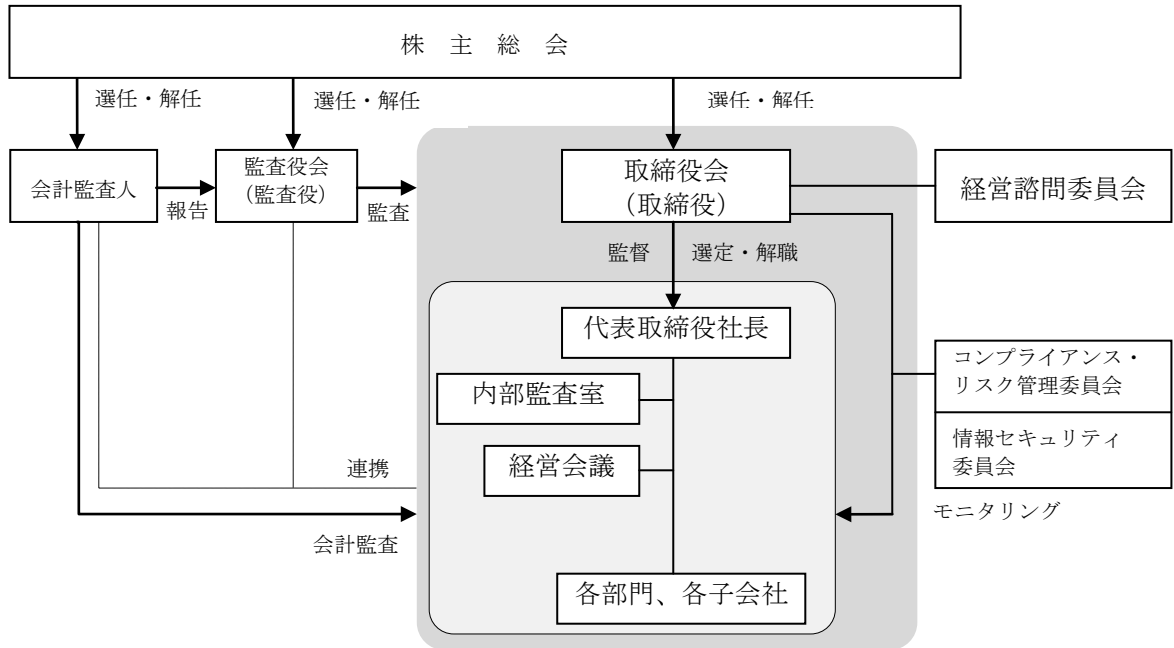
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システム構築の基本方針に係る取締役会決議等を踏まえて、リスクマネジメントの充実などに取り組んでまいります。

1. コーポレート・ガバナンス体制



当社の適時開示体制の概要は、以下のとおりです。

